

### ○中間報告（平成29年4月14日 統計改革推進会議）（抄）

このような統計等データ<sup>(注)</sup>の利活用促進のためには、セキュリティ確保や、各種調査に対する報告者等の信頼維持が不可欠である。

このため、EBPM推進委員会が、統計委員会の意見を聴取しつつ、統計等データの性質、利用目的、ユーザーやその分析能力、利用環境（セキュリティ環境等）等の類型に応じた、各府省が統計等データの利活用と保護についての判断をするに当たっての基本的なガイドラインを定めることとし、その方向性を最終取りまとめに向けて検討する。

(注) 統計等データとは、統計、統計マイクロデータ及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報のことをいい、それらのデータの利用や解釈を行うために必要な関連情報（メタデータ）を含む。

### ガイドラインの構成（イメージ）

ガイドラインの意義・目的

基本的な考え方

### 提供要請に対する判断の視点・プロセス

#### 要請内容等の類型

以下の属性に基づき類型化

データの性質  
(機密性等)

利用目的

ユーザー

利用環境

等

#### 利用方法等

- 全部提供
- 一部提供
- オーダーメイド集計
- 匿名化
- オンサイト利用 等

利用希望者の意向を踏まえながら、類型ごとに、セキュリティ等を確保しつつ、提供が可能となるような利用方法等を総合的かつ前向きに検討

→ 提供が円滑に行われるよう、EBPM推進委員会が必要に応じ調整

# 統計等データの利活用と保護についての判断をするに当たっての 基本的なガイドラインの方向性（試案） ～続き

＜統計等データの利活用について、実態調査（各省ヒアリング）で把握された主な課題＞

- 法令上の制約があるため、提供できない
- 匿名化したとしても、個別の報告者が特定されるおそれ
- 電子化されていない、二次的な利活用を想定していない
- データを結びつける共通キーがない 等

## ガイドラインの意義・目的 （イメージ）

- E B P Mを支える基礎
- 国民の合理的意思決定の基盤
- 調査実施者、データ保有者等が事前に想定していなかったニーズへの対応
- 既存の統計等データの有効活用



両立の要請

- 個人、法人その他の団体の情報の適切な保護
- 調査や行政記録情報の提供者（届出を行った者等）に対する信頼の確保と今後の協力の維持

## 基本的な考え方（イメージ）

- 官民データ活用推進基本法の基本理念に沿った対応（個別法の保護規定も基本理念を踏まえた運用）
- 秘匿性の高い統計等データであっても、その一部でも提供できないか、匿名化が困難でも、オーダーメイド集計やオンサイト利用ができないか等総合的かつ前向きな検討
- 政策形成目的で公務員が利活用する場合は、柔軟に提供。その際のセキュリティ確保等の状況を踏まえ、研究目的の利活用への展開を、その後さらにそれ以外の利活用への展開を検討
- 未電子化のデータは、リソースを確保し、ニーズの高いものから電子化。法人番号の付番を推進 等

※ 併せて、提供に要する費用について、受益と負担の原則及び公共への裨益の見通し等を踏まえた負担の在り方を検討

## （注）官民データ活用推進基本法の主な基本理念

- 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与（3条2項）
- 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進（3条3項）
- 安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること（3条4項）
- 国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備（3条6項）
- 多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備（3条7項）